

走行メーター管理個別検索システム

利用契約書



(2019年4月改定)

「走行メーター管理個別検索システム」

利 用 契 約 書

(以下「甲」という)と、一般社団法人日本オートオークション協議会(以下「乙」という)は、乙が運営する走行メーター管理個別検索システム(以下「本システム」という)を甲が利用することについて、以下の通り契約する。

第1条 目的

本契約は、甲が検索を希望する自動車(以下「検索対象車」という)の走行距離表示について、本システムを利用して乙の走行メーター管理システムに登録・蓄積された走行距離データ(以下「蓄積データ」という)と照合を行うことにより、走行メーター改ざん車両の流通を抑止し、中古自動車流通の健全な発展を図ることを目的とする。

第2条 利用条件

本システムは、自動車の買取業もしくは販売業を営み、乙に加入しているオークション会場(以下「オークション会場」という)の会員で、入場停止などの参加制限を受けていない者が利用できる。

第3条 走行メーター管理システムと本システム

1. 走行メーター管理システムは、オークション会場出品車両、乙に加入又は提携している入札会出品車両、メーカー系ディーラーの入庫車両及び本システムの利用により登録された車両の各走行距離データを蓄積することで国内に流通する自動車の走行距離データベースを構築し、その蓄積データとの照合により検索対象車の走行距離表示に逆転現象があれば「異常」と判定するシステムで、別紙1の取扱要領に基づいて乙がこれを設置・運営する。
2. 本システムは、検索対象車について走行メーター管理システムに走行距離を登録し蓄積データとの照合を行なうシステムで、本契約を締結した甲がこれを利用できる。
3. 本システム利用のための機器及び通信環境は、甲が自らの負担で用意するものとする。
4. 乙は、本システムを原則として常時稼働させるものとする。
ただし、乙は、システムメンテナンス等の必要が生じた時は、事前に告知を行なったうえで本システムを休止することができる。

第4条 免責事項

乙は、次に掲げるいずれの場合も、甲に対しいかなる責任も負わない。

- ① 本システム及び通信回線の故障等の不具合により検索・照合ができない場合。
- ② 第三者による本システムへの妨害や侵入により正常な検索・照合ができない場合。

- ③ 天災、地災その他の異常事態により本システムが利用できない場合。

第5条 本システムによる判定結果と検索対象車の状態判断との関係

1. 乙は、何人に対しても、走行メーター管理システムの判定結果によって、検索対象車の走行距離を保証しない。
2. 検索対象車の車両状態と走行距離表示とに相違があるかどうかの判断は、甲が自らの責任で行なうものとする。

第6条 利用と開示範囲

1. 甲は、自らが取引（査定、買取、販売。以下同じ）を行う自動車についてのみ本システムを利用することができる。
2. 甲は、本システムの照合結果を自己の取引の相手方にのみ開示することができる。

第7条 利用方法並びに遵守事項

1. 甲は、本システムの利用担当者を決め、本システムのマニュアル（以下「利用マニュアル」という）を理解させた上で本システムを利用しなければならない。
2. 甲は、検索対象車の走行メーターを目視確認した上で、査定書、カーチェックシート、自動車検査証の写し等に走行距離を正しく記載して本システムへ照会を行った裏付書類を作成し、検索対象車の走行距離表示及び検索対象車の同一性に関する事項（以下「検索データ」という）を正確に把握して、利用マニュアルに従い正しいデータを本システムに入力しなければならない。
3. 甲は、裏付書類を最低7年間保存し、乙から要請があった場合、遅滞なくこれを乙に提出しなければならない。
4. 甲は、本システムに入力した検索データに誤りがあった場合、乙に対し、速やかに裏付書類を提示して入力データの訂正処理を申請しなければならない。
5. 本システムでの照合により「異常」判定が出た場合、乙は、入力データの正確性を確認するため、利用マニュアルで定める確認文書および裏付書類の提出を甲に求めることができ、甲は速やかにこれに応じなければならない。
6. 甲が本条各号の事項を遵守しない場合、乙は文書で甲に改善要請を行なうものとし、甲は改善内容を示した文書を速やかに乙に提出しなければならない。

第8条 利用制限

1. 乙は、第7条6項の改善文書が甲から提出されない場合、または提出文書の内容では乙が求めた改善が行われないと判断した場合、文書で通知して、甲の本システム利用を停止することができる。
2. 乙は、甲が改善方法を示して利用再開申請書を提出したとき、以後は本システム利用方法が遵守されるものと判断できた場合に、前項の利用停止を取消することができる。
3. 乙は、オークション会場及び一般社団法人自動車公正取引協議会等からの通知、または報道などにより、甲が自動車の走行距離の不当表示に関与したことを知った場合、事実を確認するまでの間、通知なしに、甲の本システム利用を停止することができる。

第9条 禁止行為

甲は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 本システム利用時に、故意に事実と異なる検索データを送信すること。
- ② 第6条1項に定めた以外の事由に本システムを利用すること。
- ③ 第6条2項に定めた以外の者に本システムの検索結果を開示すること。
- ④ 自動車の走行距離の証明や保証を行なう際、その根拠が本システムの検索結果によるとの告知や宣伝をすること。

第10条 初期導入費及び利用料金

1. 甲は、本契約の締結に際し、別紙2記載の初期導入費を乙に支払うものとする。
2. 甲は、別紙2記載の本システム利用料金（基本料金および利用料）を、毎月1日から月末までの分につき、翌月27日（金融機関の休日の場合は、翌営業日）、乙に支払う。
ただし、毎月の利用料金の額は翌月20日までに本システム上に掲示され、支払は口座振替によるものとする。
3. 利用料金額の変更は、乙が甲に変更を通知した翌月分から適用されるものとする。
4. 甲は、第8条1項または3項による利用制限期間中でも、利用料金中の基本料金を乙に支払わなくてはならない。

第11条 情報開示

1. 乙は、本システムの利用上で検索対象車の走行距離の不正表示が判明した場合、及び第13条に基づいて甲との本契約を解除した場合、いつでも、乙に加入しているオークション会場及び入札会へその情報を開示することができる。
2. 甲は、前項の情報開示を理由にして乙に対しいかなる異議・請求もできない。

第12条 取扱要領および料金の改定

1. 乙は、乙の理事会の決議に基づいて、別紙1に記載した走行距離管理システム及び本システムの取扱要領を変更することができる。
2. 乙は、乙の理事会の決議に基づいて、本システムの利用料金額を変更することができる。

第13条 契約解除

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、催告なしに、本契約を解除することができる。

- ① 営業を休止し、または廃止したとき。
- ② 破産、民事再生、会社更正、会社整理、特別清算の各申立、その他甲の経済的信用を著しく失わせる状況が生じたとき。
- ③ 第9条各号に違反したとき。
- ④ 利用料金の支払を2か月以上怠ったとき。
- ⑤ オークション会場から除名処分を受けたとき。

- ⑥ 走行距離の不当表示に関与した事実が判明したとき。
- ⑦ 本システムの誹謗・信用毀損、本システムの事業妨害、その他本システムの利用継続を著しく不相当とする行為があったとき。

第14条 合意管轄

本契約書に関連する裁判については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による申し出がない場合、自動的に1年間延長され、以降も同様とする。
2. 前項にかかわらず、甲は、乙に文書で通知して、翌月末をもって本契約を解約することができる。
3. 従前に甲・乙間で走行メーター管理個別検索システム利用契約書を締結してある場合は、本契約書の調印をもって、本契約の内容に更改されるものとする。
ただし、この場合は、別紙2の初期導入費の支払は要しない。

本契約成立を証するため本書1通を作成して甲と乙が記名捺印したうえ、乙が原本を保管し、甲は写しを保管する。

令和 年 月 日

甲：

印

乙： 東京都中央区日本橋3丁目2番14号 日本橋KNビル3階
一般社団法人日本オートオークション協議会
会 長

別紙1

メーター交換車、メーター改ざん車、走行不明車の定義と システム上の取扱い要領

一般社団法人日本オートオークション協議会では、メーター交換車・メーター改ざん車・走行不明車の定義と、それらのシステム上の取扱いを以下のとおりとすることに決め、加入オークション会場はこれに従っています。

走行メーター管理個別検索システム利用者もこれに従っていただきます。

1. メーター交換車

- ・ 認証・指定工場で走行メーターが交換されたことを証する書面があり、交換について点検整備記録簿など交換直前時の走行距離数を客観的に証明できる書面がある車両。
- ・ メーター交換車の「走行距離」は、走行メーター交換直前時の走行距離数と交換後に走行した距離数を合算した数値とする。
- ・ メーター交換マークは「\$」とする。
- ・ 走行メーターの交換を証明できない車両は、次号の「メーター改ざん車」として取り扱う。

2. メーター改ざん車

- ・ 走行メーター管理システム及び過去の点検整備記録簿などによって走行メーターが巻き戻されていると認められる車両。
- ・ メーター改ざん車の「走行距離」は、走行メーターに示された距離数とする。
- ・ メーター改ざん車のマークは「*」とする。

3. 走行不明車

- ・ 上記各号以外で、「メーター改ざん車」ではないが、記録などがなく推定できる根拠がない車両。
- ・ 走行不明車の「走行距離」は、走行メーターに示された距離数とする。
- ・ 走行不明マークは「#」とする。

以上

初期導入費・利用料金表

1. 初期導入費 30,000円 (消費税別)

接続機器が2台目からの初期導入費は、1台当たり12,000円 (消費税別)

2. 初期導入費・利用料 (次のタイプから1つを選択する)

料 金 タイプ	初 回 初期導入費	2台目以降 初期導入費	1台当たり基本料金 (定額料金)	利 用 料 利用度数による料金
Aタイプ	30,000円	12,000円	19,000円/月	50円/台
Bタイプ	30,000円	12,000円	9,000円/月	150円/台
Cタイプ	30,000円	12,000円	0円/月	500円/台

(消費税別)